

## 「官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の推進」の中間評価について

令和4年3月10日 研究環境課

### 1. 経緯

「官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の推進」については、平成30年8月に、科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 量子科学技術委員会 量子ビーム利用推進小委員会（以下、「小委員会」という。）において事前評価が行われ、「本事業を積極的に推進するべきである」との評価が得られており、この結果を踏まえ本事業が進められているところである。

令和元年度の事業開始から約3年が経過しており、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成14年6月20日文部科学大臣決定、最終改定 平成29年4月1日）および事前評価における「中間評価については、3年目を目途に実施する」との記載に基づき、中間評価を行うこととする。

### 2. 評価方針

事前評価において、「次世代放射光施設の整備に当たり、量子科学技術研究開発機構及びパートナーは、最終報告書を含めて、「次世代放射光施設（軟X線向け高輝度3GeV級放射光源）官民地域パートナーシップ具体化のためのパートナー選定に係る調査検討結果（報告）」（平成30年6月28日 科学技術・学術審議会量子ビーム利用推進小委員会）にて指摘された留意事項等について、適切に対応する必要がある」との記載があることから、上記の2つの報告書での指摘事項を中心にまとめた「評価すべき項目」（資料3）をもとに評価を実施することとする。

### 3. 評価の進め方

小委員会において、量子科学技術研究開発機構及びパートナーから事業の進捗状況や「評価すべき項目」に対する回答を聴取し、評価を行う。評価は、以下のスケジュールで実施することとする。

<スケジュール（予定）>

第1回（3月10日（木）10:00-12:00）

- ・次世代放射光施設の整備進捗状況について
- ・中間評価において評価すべき項目について

第2回（4月14日（木））

- ・現地視察
- ・評価すべき項目に対する対応状況について

第3回（5月13日（金）10:00-12:00）

- ・評価結果（素案）について

第4回（6月14日（火）14:00-16:00）

- ・評価結果（案）について

### 4. 留意事項

小委員会委員は、評価に際して、評価対象課題の利害関係者に該当する可能性がある場合には、当該課題の評価に加わらないこととする。利害関係者の範囲は、別紙の通りとする。

以上

(別紙) 利害関係者の範囲

- ① 評価対象課題に参画している者
- ② 被評価者（実施課題の代表者）と親族関係にある者
- ③ 利害関係を有すると自ら判断する者
- ④ 小委員会において、評価に加わらないことが適当であると判断された者

(参考) 第 11 期研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価について

(令和 3 年 4 月 21 日 研究計画・評価分科会)

#### 4. 留意事項

##### (1) 利害関係者の範囲

評価を実施するに当たっては、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」にのっとり、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が評価に加わらないようにする。分野別委員会では、各課題の趣旨や性格に応じてあらかじめ利害関係となる範囲を明確に定めることとする。利害関係を有する可能性のある者を評価に加える必要がある場合には、その理由や利害関係の内容を明確にする。

また、分科会で評価結果を決定するに当たっては、以下のいずれかに該当する委員は、当該課題の評価に加わらないこととする。

- ① 評価対象課題に参画している者
- ② 被評価者（実施課題の代表者）と親族関係にある者
- ③ 利害関係を有すると自ら判断する者
- ④ 分科会において、評価に加わらないことが適当であると判断された者